

京都市訓令甲第22号

市立大学

京都市学長等専決規程の一部を次のように改正する。

平成19年3月30日

京都市長 榊本 頼 兼

別表芸術大学学長の項第1号中「研究科長」の右に「情報管理主事」を加え、同項第2号中「助教授」を「准教授」に、「助手等」を「助教及び助手」に改める。

附 則

この訓令は、平成19年4月1日から施行する。

(総務局総務部文書課)